

重点番号 39: 都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し・食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること(京都市)

都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し

令和4年7月 京都市

1 現状

- 食品衛生監視指導計画は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令第1条第1項に基づき、毎年度の開始前までに計画策定のうえ、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない、計画の策定に当たっては、審議会での素案の審議や、案に対する市民意見募集（パブリックコメント）などを実施する必要があり、前年度の計画期間中から作業を行っている。
- 同命令第2条に基づき、食品衛生監視指導結果の概要を翌年度の6月30日までに公表しなければならない。

<都道府県等食品衛生監視指導計画とは> 京都市版

- 食品衛生に関する監視指導において、地域の実情等を踏まえた監視指導の実施のため、食品衛生法第24条において策定が義務づけられたもの。京都市食品衛生監視指導計画は、市民や観光旅行者の食の安全安心を確保するため、「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」を目指し、主に下記事項について定めている。

- ① 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - ・ 当該地域の食品の生産、流通、製造・加工の状況、食品衛生上の問題の発生状況を踏まえて策定する重点監視指導項目
 - ・ 重点監視指導項目を踏まえた、営業施設への年間立入検査計画
- ② 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - ・ 製造者やと畜業者等に対して行う講習会の開催
- ③ 監視指導の実施に当たっての国、他の都道府県等その他関係機関との連携協力の確保に関する事項
 - ・ 国及び近隣都道府県等との違反食品に係る検査結果等の情報交換
- ④ その他監視指導の実施のために必要な事項
 - ・ 食品衛生監視員及びと畜検査員の配置、研修計画等

※実際の本市の監視指導等業務は別紙1参照

<関係法令>

- 食品衛生法第24条第1項

- 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成 21 年 8 月 28 日内閣府・厚生労働省第 7 号：最終改正・令和 3 年 5 月 31 日内閣府厚生労働省令第 4 号）第 1 条第 1 項

2 課題

- ① 毎年度、計画を策定しなければならず、当年度の計画を遂行することなく、翌年度の計画へ向けた見直しが必要となるため、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保することができない。
- ② 計画策定から食品衛生監視指導結果を作成するまでに 1 年間しかなく、業務負担が過大なものとなっており、食品衛生監視指導計画で定めている食品衛生業務に注力する時間が削がれている。
- ③ 市民意見募集（パブリックコメント）を実施するに当たり、関係者への周知、広報及び意見に対する回答の作成など労力を要するが、計画内容に目立った項目がないと、市民等から寄せられる意見も少なくなり、計画内容の変化が乏しく結果的に型どおりになりやすい。
- ④ 食品衛生監視指導計画策定に当たっては、京都市食の安全安心推進審議会において議論しており、各委員の日程調整に苦慮しているとともに、運営費及び資料作成に毎年度、コストが発生している。

※審議会は年 2 回開催しており、上記③④に約 5 箇月間の期間を要している。

※食品衛生監視指導計画策定までのスケジュールは別紙 2 参照（令和 4 年度京都市食品衛生監視指導計画から抜粋）

3 解決策（提案）

計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねるよう見直しを求める。

なお、本市では、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例に基づき、「京都市食の安心安全推進計画」（以下、「推進計画」という。）の策定を 5 年単位で行っているため、推進計画の策定期間に合わせ、計画期間として 5 年を想定している。また、食を取り巻く環境が変化した場合などに、食品衛生指導計画の内容の見直しや期間の変更など、柔軟に対応できるようにすること。

※なお、食品衛生指導計画と推進計画は、趣旨や目的が重複している部分が多数あるため、本市では統合を検討している。

4 効果

- ① 施策効果の検証や、監視指導を行う現場の職員から意見を聴取できる時間を十分に確保することが可能になるとともに、より実効性の伴う食品衛生監視指導計画策定が期待される。
- ② 計画策定を数年毎にすることにより、業務負担が軽減し、各自治体の担当者が実際の監視指導や食品衛生監視指導計画内で定めている他の食品衛生業務に注力する時間の確保が可能になる。
- ③ 食品衛生監視指導計画の策定に伴い開催している、京都市食の安全安心推進審議会の運営費や資料作成費の削減にもつながる。

令和4年度 医療衛生センターにおける監視指導計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一斉監視等				夏期一斉取締り		◆夏期の食中毒発生防止等を図る。		年末一斉取締り		◆年末の食中毒発生防止等を図る。		
				生食用食肉等取扱施設一斉監視		●焼肉店等飲食店、食肉処理、食肉販売施設に対する重点監視		ふぐ処理施設一斉監視		●ふぐ処理施設、未処理ふぐ販売施設、魚介類販売業、飲食店等に対する重点監視		
		持ち帰り弁当販売重点監視		●路上での弁当販売者、当該弁当の製造所、配達及びテイクアウトを実施する施設に対する重点監視				大規模調理施設重点監視		●集団給食施設等に対する重点監視		
		大規模調理施設重点監視		●集団給食施設等に対する重点監視				大規模調理施設重点監視		●集団給食施設等に対する重点監視		
	← HACCPに沿った衛生管理の推進 →											
食品表示の監視 (通年)	○食品表示法に基づく表示の監視指導(期限表示、食品添加物、アレルギー物質の使用状況等の確認等) ○食品表示に関する相談窓口の連携(品質、衛生、保健事項の窓口間での相談内容等の情報共有) ○食品の収去(抜取り)検査の実施(食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品等に係る表示違反食品の排除)											
輸入食品対策	○残留農薬・動物用医薬品についての監視指導及び検査の実施、○遺伝子組換え食品に対する監視指導及び検査の実施											
食中毒対策	○ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等の食中毒対策、○危機管理対策(食中毒が発生した場合の調査及び連携体制の確立等)											
鳥処理場の監視	○食鳥処理施設に対する施設の衛生管理及び食鳥肉の衛生的な処理についての監視指導、○大規模食鳥処理施設における衛生管理の外部検証 ○鳥インフルエンザ対策(多数の異常鳥が確認された場合の医療衛生センターへの届出の徹底)											
食品等事業者が実施する自主衛生管理の推進	○食品衛生法施行規則による自主衛生管理の遵守徹底、HACCPに沿った衛生管理の推進 ○食品等事業者に対する講習会の実施及び情報の提供											
向けコミュニケーション	【市民】○食品衛生月間における食中毒予防啓発 ○「模擬店衛生管理啓発リーフレット」、『学祭衛生管理マニュアル』を活用したリスクコミュニケーションの推進 ○京都市の食品衛生施策や食の安全安心をテーマとした意見交換会等の実施、○「京都市政出前トーク」講習会の実施 ○食品衛生に関する情報提供及び広報活動の充実(ホームページ、SNS、動画配信、健康危機管理情報電子メール配信「みやこ健康・安全ねっと」) 【食品等事業者】 ○食品等事業者からの依頼に応じ、営業者や従事者に対する食品衛生講習会の実施											

令和4年度 中央卸売市場第一市場内（衛生環境研究所生活衛生部門）における監視指導等計画表

業務の項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監視指導	監視指導の実施	【早朝監視】せり開始前の鮮魚介類や青果物等の監視を行う。							【通常監視】仲卸店舗及び市場内関連施設等の監視を行う。				
	・早朝監視 ・通常監視 ・緊急監視 ・特別監視(夏期一斉取締り及び年末、ふぐ処理施設一斉取締り)	【緊急監視】食中毒、違反食品等の事故発生時における緊急監視							【特別監視】夏期一斉取締り				
									年末一斉取締り				
									ふぐ処理施設一斉監視(ふぐによる食中毒対策)				
		【表示対策】 ○食品表示法に基づく表示の監視指導											
		【自主衛生管理推進】 OHACCP に沿った衛生管理の推進											
		【食中毒及び違反食品対策】 ○施設の衛生管理及び食品の取扱いについて監視指導 ○生鮮食品の保存温度等の管理について監視指導 ○ふぐ処理施設の衛生管理及びふぐの取扱いについて監視指導 ○カキ等取扱施設の衛生管理及びカキ等の二枚貝の取扱いについて監視指導 ○有毒魚介類等の有毒・有害食品及び違反食品の排除											
試験検査	試験検査の実施	《収去（抜取り）検査》；年間の収去（抜取り）計画に基づく検査の実施											
	・理化学的試験検査 ・生物学的試験検査	○食品添加物（保存料、甘味料、着色料、漂白剤等） ○規格検査（成分規格、微生物検査） ○動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤等) ○自然毒(貝毒、ふぐ毒)											
		* 次のものについては衛生環境研究所本所において実施。 ・微生物(腸管出血性大腸菌等) ・ノロウイルス ・残留農薬 ・放射能検査 ・着色料(一部) ・遺伝子組換え検査 ・環境汚染物質(PCB、水銀等) ・重金属 ・アレルギー物質											
連携	と畜場(食肉部門)との連携	《食肉検査部門で採取した食肉の検査》 ○牛・豚に対する動物用医薬品等（抗生物質、合成抗菌剤等）の検査											
	市場関係者との連携	○水産物部食品品質管理委員会（生活衛生部門、産業観光局(中央卸売市場第一市場、水産物関係業者(卸、仲卸団体)との連携) ○青果部食品品質管理委員会（生活衛生部門、産業観光局(中央卸売市場第一市場、青果物関係業者(卸、仲卸団体)との連携)											
自主衛生管理推進事業		場内事業者に対する食衛生講座											
リスクコミュニケーション (情報の収集・提供・普及啓発)		○市場内生活衛生部門の見学、視察、研修生への対応 ○消費者団体及び場内事業者団体との懇談会への参加 ○ホームページによる情報提供											

令和4年度 中央卸売市場第二市場内（衛生環境研究所食肉検査部門）における監視指導等計画表

業務項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
と畜場法等に基づく検査	 <ul style="list-style-type: none"> ○と畜検査（牛・馬・豚・めん羊・山羊の生体検査等） ○精密検査（病理・理化学・微生物検査） ○衛生管理体制の検証のための検査（枝肉や処理施設等のふき取り検査） ○BSEスクリーニング検査（生後24カ月齢以上で、生体検査において神経症状及び全身症状を呈する牛） 											
食品衛生法に基づく検査	<ul style="list-style-type: none"> ○動物用医薬品（抗生物質・合成抗菌剤等）の検査（*採取した食肉の検査は、生活衛生部門で実施） ○せり前検査（*解体処理室での検査が不可能な部位の異常の有無を調べる検査） ○瑕疵検査（*第二市場から流通した食肉で、食肉取扱店の段階で発見された品質的に問題のある食肉の検査） ○食鳥、猪などの狩猟肉等の病理検査 											
監視指導	<p style="text-align: center;">と畜場及び許可施設等の監視指導</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>夏期一斉取締り</p> <p>○食中毒多発時期の衛生管理の徹底を図る。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>年末一斉取締り</p> <p>○食肉流通量が増える年末における衛生管理の徹底を図る。</p> </div> </div>											
リスクコミュニケーション (情報の収集・提供・普及啓発)	<p style="text-align: center;">場内事業者に対する講習会</p>											

食品衛生監視指導計画策定までのスケジュール（京都市）

8月中旬～下旬

京都市医療衛生センター及び京都市衛生環境研究所に対し、次年度食品衛生監視指導計画の策定についての課題等を照会。

11月中旬～12月上旬

次年度食品衛生監視指導計画についての素案を作成。

12月中旬

京都市食の安全安心推進審議会（以下、「審議会」という。）を開催し、審議会委員に次年度食品衛生監視指導計画についての素案を提示。意見を求め、意見をもとに素案を修正。

1月下旬～2月下旬

市民意見募集（パブリックコメント）を実施する。

3月中旬

市民意見募集（パブリックコメント）の集約及び回答作成。
次年度食品衛生監視指導計画を策定し、国へ報告。

<参考>

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令第2条に基づき、前年度の食品衛生監視指導結果を6月30日までに取りまとめ公表しなければならないとされている。

5月中旬～6月中旬

食品衛生監視指導結果についてとりまとめ、素案を作成。

6月下旬

審議会を開催し、審議会委員に前年度食品衛生監視指導結果についての素案を提示。意見を求め、意見をもとに素案を修正。

6月末

食品衛生監視指導結果について公表。